

○ 測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 22 年 3 月 30 日

最近改正 令和 6 年 7 月 11 日

(目 的)

第 1 条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第 3 条 電子入札で行う場合で、かつ測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額（以下「最低制限価格基礎額」という。）に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（1）とし、1 つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（2）とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（3）を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（3）に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（4）とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（5）に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（5）に 1 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（6）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額（7）を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額（7）に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（8）とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（9）に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（9）に 1 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（10）とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（11）を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（11）に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（12）とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（13）に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（13）に 1 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（14）とする。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

- 2 紙入札で行う場合で、かつ測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、前項に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額（15）とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額（16）とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（17）を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（17）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（18）に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額（18）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（19）を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（19）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（20）に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額（20）とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（21）を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（21）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額（22）に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額（22）とする。

- 3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額（23）とする。
- 4 第1項により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ、算出された額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、最低制限価格基礎額に第1項による係数の範囲内から10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額（24）とする。

(端数処理)

第4条 前条の(1)から(24)に掲げる価額の端数については、その額が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成26年4月1日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年7月1日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成29年4月1日以後に開札する案件について適用し、同日前に

開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。